株式会社における追加出資と株主保護

白 鳥 公 子

はじめに

経営危機時の追加出資募集に応じた出資者からの損害賠償請求

-信用協同組合の事例を契機として

アメリカ法からの示唆 経営危機時になされる追加出資と取締役の対第三者責任

語

は じめに

式」と一括して一九九条から二一三条で規定する。この様な方法で調達された資金すなわち出資は、その事業活動 会社法は、新株発行や自己株式を株主やその他第三者に割り当てるといった資金調達の方法について、「募集株

を行う上で必要不可欠の財産的基礎となる。従って、この出資の払戻がなされるということになると、会社財産が

定を生むこと、また募集株式の発行による会社 くことになる。そこで、 の意思の不存在あるいは意思表示の瑕疵がある場合には、 は意思表示を要素とするため、当然、 錯誤による無効主張や詐欺・強迫による取消しを制限する旨規定している。 してもらう可能性はほとんどない。更に、会社法二一一条で、出資に際しての意思表示の不存在・(②) 株主への出資金払戻を制限している。 減少するとともに、会社債権者の担保財産も減少することから、 保護が制 限されている。 会社法二一一条は、この様な民法規定の適用が募集株式の発行等の場面で法律関係の不安 すなわち、 民法の意思表示に関する規定の適用を受ける。 会社法二一一条は、 株主が会社にいったん出資をなせば、 財産の確保に対する第三者の信頼を害する可 当該出資は効力を有しないことになり、 民法の心裡留保・ 会社法は、 株式の引受けの 通謀虚偽表示の 原則、 資本維持の原則の下、 会社から出資金そのも つまり、 規定の 申込みあるいは引受け 能性があることから、 出資に際して出資者 瑕 出 適 実質的に会社 用を排 資の無効を招 疵のある場合 のを返還

法上でいかなる株主保護が考えられるかという議論は じた様なこの種の事案についての判決は、 般預金者や取引先の中小 じた株主を保護する必要が生じる場面も考えうる。実際にこれまでの会社法関連の裁判例でこうした場面 に出資を募ってい 以上述べたとおり、 た事案は、 その後 現在のところ見当たらないが、二〇〇一年にバブル期の過剰融資がたたり破綻した石川銀 部の たことから、 原則、 出資者が破綻後に損 企業から、 株主は会社に対して出資金の返還を請求することは出来ない。 破綻後、 定期預金を取り崩させ、 先にも述べた様に従来の会社法に関連する裁判例では見当たらず、 これら出資者から、 害賠償請求を求めて訴訟提起し、 現在のところなされてきていない。 また融資を誘引として、 出資に際して不当な勧誘方法があっ 現在も係属中である。 自社株を譲渡 しかし、 こうした石川銀 たという声 する形で破綻 石川 追 加 行が、 銀 出 が 行 問 資 がが E 0 題

これを回避することを目的としている。(3)

ば 加 されないという原 新株発行がなされ 月二二日判 主より提起され 出 ら問題となる多く 題とな 資に限定し 稿 の問 こうした信 **3** 6 決は、 .題提起に一 た損 従っ た。 出 則の下で、 た 害賠 際 な は 資募 て、 用 お、 本稿 会社 協同 定の解決を得られるが、 会社 集をなした組 償 請 株式公開会社の 0 13 組合における判決を契機に、 求 が 0 考察の 破 かなる法 財 事 綻 務 件 し出資 ・の判 状 対 況 合に説明義務違 往構 象は、 等 決に先立 場合、 Ò が無駄に終わっ :成で保護されるのか考察することを目的 説明を受け 金 融 本法の ち 金融商 商 反 信 品 ない 適 が 取 用 品取引法の下、 用 た場合と考えられるので、 あっ 引 本 協 まま、 法 対象とならない株式非公開会社におい . 稿 同 たとして不法行 0 は、 組 適用 合 当該出 株式会社で経営危機に際して追 に 対 お け 象外の株式会社とする。 投資家保護 資に応じ る 同 為責 種 0 事案で、 た出 任を認 が 経営危機に際してなされ とする。 。 図 ら [資者が 8 れてお 大阪 Ź また、 13 地 出 ŋ ては、 資 加 追 華 0 出

加 払 資

出 戻

資 が

が

後

を

Ĭ

的

依 n

は然とし

によれ

た追

株式会社における追加出資と株主保護 を視点とする。 なる 取 権争奪を背景とする新 締役の責任を論じる れまで資金調 対 処 が 可 能 か 達 か に 0 0 本稿は、 既存 株発行 いて考察することを目 手段としてとり 研究が多く存在 0 有効性を問 新株発行過 わけ した。それらは うも 新 程で生じた株主 株発行 的として 0 が多くあ が論じられることが多く、 おり、 r n 等 「不公正な新株発行という事実」 他 の保護が必要な場 これに対応した形で新株の 0 既 存 研 究とは これ %面で、 異なる視 に関する裁判例としては、 会社法やその 点か 不 から らの 公正 考 0 発行やそれ 察を試 他 株 主主等 0 法 Ò 2 保

護 伴 支

(8 8 的 動 る。 きが出てきていることも合わせて考慮すると、 また、 倒 産 件数 会社 は 0 減 少を示 資金調達 す 造方法が、 Ł 0 0 銀 法 的 行 融 申 資 し立てによる倒 主 流 経営危機に際してなされ か らら、 株 式公開非 産 件数 自 公 体 には破 開 0 た追 会社 産 を中 加 を 問 出 小小 資 わ ず、 増 0 募 加 株式等の 集に応 7 13 ľ 0 た 発行を重 株 主 され 0 保 視

で

ある。

石

Ш

銀

行で生じたような事

案が生じるかどう

か

なは定

かでは

ない

が、

年

 \dot{o}

ピー

-クに

比

べ

全

これを受け、アメリカ法からの示唆を受けつつ、 された追加出資と出資者からの損害賠償請求について、信用協同組合の事例から裁判所の判断 を会社法ではどの様に考えるのか検討することも意義があろうと考える。そこで、本稿では、経営危機に際してなの。 取締役の責任との関係を考察することにする。 の枠組みを概観し、

経営危機時の追加出資募集に応じた出資者からの損害賠償請 信用協同組合の事例を契機として

1 裁判所の判断枠組み

応じた株主から会社もしくは取締役の責任が追及された裁判例は、 株式会社において、経営危機に際して追加出資を募集したが破綻という結果を避けられず、 見当たらない。 会社以外にこうした事案が問 その後、 追加出

信用協同組合において、

となった裁判例は、

裁判例一

裁判例二

大阪地裁平成 一七年二月二二日判決

教職員信用組合が破綻するおそれがあるのに、そのことを説明せず出資募集をしてこれに応じた組合員に

出資金相当額の損害を与えたとして組合と理事長の不法行為責任を認めた事例

用し、 の二件があるのみである。 出資をなす組合員は有限責任を負い、 なお、 信用協同組合について規定する中小企業等協同組合法は、 株式会社の特徴をも一部持ち合わせていることから、 多くの会社法規定を準 本稿の目的に一

定の示唆を与えてくれると考える

判例

出

資

で募集す

組

合

0

には大幅

務

超

両 説

判 明

決 義 過

務

品

0

内

ならば、

組

合員

株式会社における追加出資と株主保護 合 出 出 務 明 0 0 義 金 自己責 資 資 超 相 に に応ずる者は出 務を組 募 過 と見ることが Ħ. お 融 に陥っ 集 扶 け 商 でとは る出 任で 助 品 合に課 取 異 相 資 引 あ た破綻状態からの救済を求める 介なると ĸ Ħ. が ŋ かできる。しかしなが ⁽¹⁵⁾ 課していることから、 私戻 おけ 親睦を基本理念としていることを前提 資先 7 かを保 指 Ź 0 0 摘 裁 前 する。 財務内容を自ら理解できる企業も 証され 判例と同 しかしなが すなわち、 7 様 Va IJ 5 な の法 侔 スクの高 13 組 ことが 律 裁 合 .構 破 判 0 ために組 綻 例 成 財 周 の採用 務状 0 V3 金融取 知され 危 0 機に 合員になされ 判旨 況 に、 は 引 7 直 出 しくは 0 Va 面 被告信 して ること、 たもの 経済人であ 13 る株式会社 用 当 また、 組 が 該 合 0 組 ŋ 合

85 なる 開 請

> 株式会社 募集

が

行

が 務 0

大幅

る場

当 更

識

P

た

基

義 8

求 本

め 的 存 協

7 な 合員

0 信 n

共

共 同

は

崩

0

IJ

スク

ĺ

組

明 0 商

L 責

てい

た

任

追

及 容

慮す

する説明程度に比べ、 を説明すべきであると判示している。 験を有しない信用協同組合の組合員に対しては、 出資者である組合員の理解度等を考慮して、 従って、 信用協同組合における出資募集には、 出資募集の際に必要とされる説明に加え、 高度な説明義務が課される。 (16) (16) 破綻のおそれがある旨 おける出 資者 対

当該責任を肯定する裁判例もある。(8) 任を負うとするものもある。 損害賠償責任が発生することから、 融商 共同不法行為責任を負うことになり、 法行為責任を負い、 くす販売体制を構築する義務を課すことにより、 る法律構成よりも損害賠償を負う主体を拡張する傾向があること、第二に、取締役には従業員が説明義務を十分尽 していない取締役を会社に対する任務懈怠を経由することで損害賠償責任を負わせるといったような不法行為によ 加出資に応じた組合員 第三者責任による法律 品品の おける裁判例には、 販売体制を構築する職責を有するとして、これにつき任務懈怠がある場合、 一、二は、 以上、 金融商 雇用者である会社は民法七一五条の使用者責任を負うか、 組合と組合理事の不法行為責任追及がなされ、それぞれ責任が肯定されている。 .構 、の保護を図っている。 品における裁判例では、 投資取引にあたり従業員に顧客に対する不当勧誘がある場合、 成 また、 からの投資家保護が模索されてい 不法行為による法律構成よりも損害賠償の対 取締役の第三者責任を追及する法律構成については、 金融商品を取り扱う会社の取締役は、 更に、会社自体が組織的に不当勧誘をしていれば民法七○九条の不法行為責 なお、 説明義務違反があったか否かを問わずに当該義務を怠った場合に これら不法行為責任による法律構成と金融商 裁判例二では、 くるが、 原告側 裁判例 従業員が説明義務を十分尽くすという金 は理 従業員と共に民法七一九条に基 二は、 事の第三者責任について言及して 象を拡張する傾向が 取締役の第三者責任を追 不法行 従業員は民法七〇九条の 第一に、 為責 品取引会社の 不当勧誘に関与 任 あることが 連 0 成 取締役 金 づく 下

る

が

判旨はこの

点点に

につい

て明確に言及していない。

原告側

がい

かなる主張をするかによるところが大きい

先である信 うな事案であれば、 ることができる。 資に応じた組 用 合員 協同 L を 組 理 かし 「幅広く保護する緊急性は高くないと考えられ、 合の 事の第三者責任による法 しながら、 存 在意義を念頭 裁判例 に入れるならば、 一、 二 に 律 .構 おいても、 成 が 採 理 用される可能性は 追 事 加出 の対第三者責 不法行為責任による法律構成を採 資に応じた組 あっ 任 による法律構 合員 たと考える 0 保護 成 が を認 高度に要 8 る程 用したと捉え 示されるよ 追 加 先述した説

明

義

務

0

程度と同

じく、

金

融

商

品

に

お

ける裁判例

に比べて、

出

資

0

払

戻が保証され

てい

ないことや出

出

2 |資者の自己責任と説 明

れている。 20 報格差、 されてい 力を否定する要件事実が存在していなくとも、 な視点としては、 述の な 裁判例一、二や金融商品取引をめぐる訴訟では、 第一の 報収集力格差、 い。これに 議 説明義務 論 つい は、 説 て、 顧客の業者へ 情報提供義務を自己決定権 明義務を不法行為責任の中 金融商 品にお 0 信 頼等、 ける説明義i この議 様 々 論によれ に位 、なも の観 務に 出 関する意 置 点から正当 のが当該義務の 資募集に際しての は、 づ ita. 原 議 状回 論 錯 一化されることを基礎に、 が盛んに行 復的 誤、 根拠としてあげられ 詐欺、 損害賠償という制裁を課すことが 説 崩 わ 公序良俗 れてお 務の根 ł. ŋ 拠に 違反など、 業者と 議 ているが、 論 て、 0 展開 顧 契約 眀 基本 間 6 が なさ 0 0 か で 効 的 情

n 自 た契約につい 日決定権を保護するため 射程に 入れる。 て、 それを自己決定の結果であると評価せず、 まり、 契約過 の措置を講じるべきとして、 程 で 0 情 報 収 集 認識、 自己決定できる地位が保障されていない 判 断 無効または取消 決定、 行動 とい 0 ·対象とする。 た各 々 、の段階 第 状況下で に お 0 議 7 論 か 事

義

務違反を契約 すなわち、

一交渉過程でなされたものと認定し、

債務不履行責任として損害賠償責任を認め、

民法

0

意思表示規定よりも

保

洗護され

る表意者

0

範囲を広く捉えることになる。

第二

0

議

更に契

約

0

解

消

b

る顧客に有利なように拡張しているとの見方もできる。以上述べたように、こうした法律構裁を受けることから、「合意の瑕疵」における一定の判断基準を意思の表意者すなわち金融商 方当事者すなわち金融商品取引場面であれば業者が詐欺や脅迫を行っていなくても、 捉える法律 は 実質的な契約解消のために活用さているといえる。更に、 明義 .構成がなされる。第一の議論は、 務違反による不法行為という理論構成がなされ、 第二の議論からすれば、 第二の議論からは、 説明義務違反による不法行為という法律 当事者の救済ができない場合の 契約締結時における合意の 原状回復的 成 品取 0 沒損害賠 違 引 0 救済 場 はあるも .構 償 成は、 面 という にお 策とし 瑕 H

の保護であるということからも理解できるように、

両者の法律構成が目指すところは、表意者すなわち金融商品取引における顧客側の

両者は延長線上に位置づけられる。

意思、

あるいは自己決定

頼を裏切ることになりかねないという懸念があることから、 に活用されているものの、実際は契約の有効・無効に触れずに損害賠償責任を肯定していることから批判もある。 務違反による不法行為という法律構成は、 たものと考える。 こうした批判は、 ·見出せるのである(25) 一不法行為責任を追及することで追加出資に応じた組合員の救済策とした裁判例 たん組合財産を構成した出資を後から無効・ (判例一、二は、 組合への出資の場合、それは組合財産を構成するという点で、回避できると考える。 しかしながら、 説明義務違反による不法行為という法律 こうした一連の金融取引に関する裁判例、 当事者の救済ができない場合の救済策として、 取消しとすることは、 出資の法的効力を問題とせず、 .構成を採用していることから先述の第 法律関係の不安定や第三者の組合財 裁判例一、二で採用されている説明義 二の判 実質的な契約解除のため 断 出資募集に には、 0 定の つまり、 関与した者 議 産へ 論 合理 に立立

以上 信用協同組合における裁判例に見られるように、 経営危機に際して追加出資を実行したが破綻という結果 株式会社における追加出資と株主保護

ば 関 が 者 を避けられず、 及することによって実現できるといえる。 する裁判例 出 経営危機に際してなされ 理解度を考慮した破綻の可能性まで説明 資に際して十分な意思決定できる程度の会社による財務状 0 その 中には、 後 追 金融商品取 加 た追加出資に応じた株主も、 出資に応じた者の保護は、 扱会社とその取締役、 なお、 が必要としており、 裁判例二が、 出資募集をした者の説明 会社、 従業員の責任を追及しており、 株式会社と比較して信用協同 況 これを前提にすれば、 従業員の不法行為責任、 0 説明が要求されると考える。 義務違 株式会社におい 反による不法行為責任 取 本稿 協辞役の 組 0 合に 問題提 また、 対第三者責任 おい ては、 ては、 起 融 一照ら 取

を追

引 株 出

主 資

せ

経営危機 時になされる追 加 出資と取締役の対第三

一及していく可能性があることを見出せる。

1 不公正な株式発行規制

式会社は

会社成立後に新株発行により外部資金を調達することを認められている。

この募集株式

の手続き等

発行 を認める。 に法令・定款違 た後にその効力を否定しようとする場合については、 当てるといっ 株式 不利益を受ける株主は自らの利益保護のため発行差止請求が認められるのである。 この場面 0 会社が法令・定款に違反し、 「で何ら 効 力が た不公正な方法で募集株式が発行され 反があった場合、 かの問 生じるまで .題がある場合、 0 間であれば、 当該株式の効力とともにそれを決定した取締役等の責任も問題となる。 または、 会社法では、 会社法二一〇条は、 資金調達のニーズがないのに取締役が一 当該株式発行の効力の前 た場合、 法律 関 係の安定などの要請から、 これにより 株主が会社に対して発行差止 株主が損害を受けるおそれ 後で取扱を分けている。 また、 発行 部の者に多数の新 無効 募集株式 めの 請 不存 求をすること の効 が すなわち、 募集株式 袏 あ 力が るなら 訴

生

効果の遡及を避けなけ が多い。 ある。 ぞれで判断される重要要素として、 は違法性を問題とする場合は、 行株式数と株主の持ち株比率の変化、 会社支配をめぐり対立があったか否か、 条もしくは民法七○九条に基づき、 著しく不公正な方法によって募集株式を発行すると、 という方法を通じてのみ、 がなされたことに基づいて活動しているため、一 の方法による救済が認められない場合の最後の手段として、株主は、 §責任で処理することが適切であるとの指摘がある。 (32) 締役の義務の ているのに対し、 家について、 発行され すでに募集株式が発行されて流通しているときには、 そこで無効原 た場合、 判例・学説は、 責任ないしその帰責事由に重点を置き、 ればならないことになる。 (31) 後者は、 無効とせずに有効とした上で、会社法四二九条もしくは民法七〇九条を根拠に 因 を制 募集株式発行の効力を否定することが認められる。 限 不公正発行にあたるかどうかで任務懈怠または違法性を判断している。 取締役がその職務を遂行するについて会社に対する任務の懈怠があっ 不公正発行にあたるかを問題とする場合、 前者は、 または無効を主張する方法をも制限 損害賠償を求めることも可能である。不公正な募集株式における株主の(28) および会社の資金調達の必要の存否などから判断し、 反対派株主に秘して募集株式発行がなされたか否か、 募集株式をめぐる集団的法律関係の ここでは、 般原則に従ってその効力を否定するという処理が適切でない場合 株主は以上の様な救済を求めることが可能であるが、 外部的な取引の安全等の考慮は少ない 会社または多くの利害関係者が、 法令・定款違反もしくは著しく不公正な方法で募集 発行を計画した取締役に対して会社法四二 募集株式発行当時の経営者と株 法律関係を画一 この様に、 画 的処理や取引の安全に重点を 法令・定款に違反 的 取締役の任務懈怠また 有効に募集株式発行 割り当ての態様 に確定し、 という相 取 たか否かとい なお、 役 更にその これ 主間 発行 または それ 違 発 0 九

以

上あげた募集株式発行に関する会社法上の規制は、

募集株式の法令・

定款違反もしくは不公正な発行という

である出資者の 実を中心に当 該 追 株 加 式 出 0 無効や 資に応じる過程で生じた問 取 締 役 0 責 任 が 問 .題となるに過ぎず、 題 解 決に は 直 接的 には のような状況 つながらな がな 13 限 ŋ 本 稿 0 考 察

0

目

的

2 会社倒 産 と取締役の対第三者責任から Ó 示

に焦点を当てるのではなく、 法令 定款違反もしくは不公正な新株発行や一 会社の 危機においてなされ た資 連 金調達に焦点をあて、 0 金 融商 品取引法における不当な勧誘 その後、 会社が 破 方法とい 気綻に至 っ た点

役の 合の 責任を追 会社が破綻した場合、 利用され 責任追及に関しては、 取締役の責任について、 及するもので、 る取 締役の対第三者責任 会社の 会社債権者や 株主代表訴訟も制度としてあるが、 裁判例 損 害が は を考察の対象とする П 13 株主が倒産会社の取 復されても、 かなる判断枠組みでこれを判 株主自 締 身 これは株主が会社に発生した損 役に直 0 損 (害を直: 接損害賠償請求を行うことができる一手段と 断しているの 接回 復することには かを以下、 概観 害につい つながらな して · て取 、おく。 そこ 役 取

受け 綻後、 対 るため手形 第 がなした借 締役の第三者責任を追及する裁判 取 二者責任 い締役の を振 第三者に対する責任が追及された事案はそれ程多くなく、 が 金 が会社 否定され n 出 一の経 し倒 た事例 産 営状態及び一 したことにつき取締役の (東京地裁昭和五三年三月二 例 は多数存在するもの 般 的 経済 情勢に照ら 対第三 日 0 一者責任が否定され 判 して明らかに不合理とは 決33 会社 や経営の悪化 0 経営危機になされた資金調 下級 審レベルで、 た事 した有 例 認 限会社 東京高 8 会社の が たい 裁平 0 取 ح ع 経 達 成 締 営 に 元 役 っ 逼迫 か 年 が 61 b 月二八)時 て 融 取 資 締 役 を 取 破

91 主 日判 決34 会社 の二件が参考になる。 債権者を含む会社の 利害関 取締役の責任 係 À 0 `利益を不必要に損なわないような義務が含まれ に には 経営 状態が悪化してきた場合に当該状況を このような義務 確 実に 把 握

に

違

しに 場面 に従 者責任と不法行為責任は、 締役の対第三者責任の追及の 者に与える影響についてある程度の予見性があり、 関係人に与える影響についてある程度の予見性が求められ、 能性も否定できないことから、 主張されている。 資募集をなした会社もしくは取締役に対し、 しに頼り追加出資の 能であると考えられる。 して漫然と資金調達やその他の取引を行うことは、 以 Ę これを出資募集の場面に当てはめると、 .頼った判断で経営を進めていなかったか否かという点を中心に、 「で取締役の責任を肯定する判断要素として、 継続は、 取締役の 株式会社の追加出資において、それに応じた株主の保護が必要な場面において、 追 加 出 会社と株主、 0 資につき会社 これによれば、 対 第三 募集を判断 一者責任 しかし、 その他、 独立して発生し、 対務の 可能性が存在する。 事業を継続するか否かは、 の追及に際して、 した場合、 これら裁判例で示された判断基準によれば、 経営危機における出資募集に対して、 適切な説明をしたか否か」を争点とするならば、 第三者に損失を被らせる危険があるが、 取締役の責任が肯定されることになる 当事者はいずれかを選択して追及することができると解される。 経営悪化の状況下で、 追加出資に応じた株主は自己の損害の賠償を求めていくことになる。 この両者について、 不法行為責任の追及との競合を認める。 裁判所は、 会社法四二九条における任務懈怠になると解する見解が有 会社の財務状況を把握していたにもかかわらず、 取締役の経営上の判断に関 会社の財務状況を把握していたか否か、 経営悪化の状況下で、 取締役が自らの いかに考えるべきか。 事案ごとに、 取締役の対第三者責任を追及することは 事業を継続 会社の経営状態が悪化した下での 個別的、 追 取締役は自らの経営判断 ?わる問題となる。 不法行為責任 加出 して経営状態が つまり、 不法行為責任の追及と取 資募集の 判例 総合的な考慮をしてい 取 学説の多数に 判 の構成の 締役の 楽観的 楽観的 断 が このような 好転する 利 対第二 ?な見 な見通 が利害 下 これ 力に ぉ

「追加出資を決定した判断は適切であったか否か」を争点とするならば、

取締役の対第三者責任を追及し、

か

について、

アメリ

カ法は、

会社もしくは取締役等が、

会社

0

内容を開

示するに当って、

重要な事

実を秘

者

して、

償 匿

責任

7 綿 を +

悪化 締役 護として取締役の責任を追及する方法を実効性のある手段として採用するには、 に、 め 務 追 しながら、 加 いう責任を肯定することにつながらない。 こうした要素を含まない事案では、 出 経営危機に際してもそれを脱しようと取締役が講じる資金調達は、 況を把握してい 状 況 (に応じた株主は自己 下で、 取締役の対第三者責任は軽過失を免除された特殊の不法行為責任として理解されており、 取締役が たにもかかわらず、 自らの経営判 しの損 に害の賠 取締役の責任が否定される可 断が利害関係者に与える影響につい 償を求めていくことになる。 楽観的な見通しに頼り追加出資の募集をしたか否かが こうした裁判所が示す判断要素の下では、 なお、 能性がある。 後に会社が破綻したとしてもそれ てある程度の予見性が 取締 役 ド の経 先述の裁 温営判 ル 追 が 加出資に応じた株主 判例 高 断 0 いように考える 判断 原則 からもわ あ 要素となるた ŋ により、 両者のアプ 会社 が かるよう 直 0 に 0 経

保

取

財

資

口 1 チ ú 同 医質である。

ア ゚メリ か会社 法 から 示 唆

・実表示に関する法規制

1

、に当該出資をなした者に対し、 稿は、 株式会社で経営危機に際 出資者である株主は、 して追 加 出 [資の 募集がなされた際、 13 かなる責任追 及が 適切 可 な募集、 能であるかを考察の 会社 0 財 務 状 況 対 闘を

93 役の 分な 負うことを認めるものの、 開 第三者に対する責任に 示を怠っ たことに焦点をあて、 取締役は、 つ V3 て制定法の規定が重要な意味をもつ。 それによって損害を被っ 会社の債権者や株主等の 第三者に対して当然には責任を負 た株主や債権 すなわち、 に対 各州会社法は、 個 人的 会社 へわない に損 0 名に ため 賠 お 取

担せしめる旨規定する。また、連邦議会の制定した証券関係法のうち、一九三四年証券取引法(S報告書を作成頌布またはそれを承認した取締役に当該記載を信じ、よって損害を受けた者に対して、 なされた不法行為に積極的に関与した取締役に被害者たる第三者に対して個人責任を負ことを規定したり、 一九三四年証券取引法(Securities and 個人責任を負 不実の

ŋ 解の効果を生ずる等の行為を禁止する旨を規定する。また、(4) 権者等が、 the law,Second,Torts) 事情に照らして誤解を生ぜしめないために必要な事実表示を怠り、証券の買付または売却に当たって、詐欺又は誤 邦証券取引所の施設を詐欺の手段として利用したり、 Exchange Act of 1934) 第一〇条 ことを目的とした虚偽表示(misrepresentation)に対し、不法行為を主張した訴訟を提起できることを認めてお ○条(b)(五)(以下、「Rule10-b(5)」と呼ぶ)は、 !頼した結果損害を被った者に責任を負うとする。(空) le law,Second,Torts) は、会社株式を売却する際、 会社並びに取締役等が、 会社や取締役等による損害を誘因することを目的とした意図的な不実表示 被害者である株主や債権者に対して、 (b) を受け規定された証券取引委員会規則 その他、 意図的に会社の財務状況について不実表示をした者は、 重要な事実について不実表示をなし、 直接または間接的に、 第二次不法行為法リステイトメント(Restatement コモン・ロー 直接損害賠償責任を負うことが肯定されて (Common Law) においては、 州際通商又は郵便の手段や方法、 (Securities Exchange Commission) (deceit) または表示がなされた や誤解を誘引する 株主や債 それ 連

任が問われる。 (4) (4) コ該追 加出資を募集した取締役等は 会社に関する情報の不実ないし虚偽の表示という点で、

適切な財務状況等の表示のないまま出資募集がなされ、

これに応じた出資者に損

以上、

アメリカ法の下では、

先述したように、 会社に関する情報の不実もしくは虚偽の表示につい て、 取 締役等の 責任追及をすることが、

による会社の重要な事実や情報の不開示、 訟を行うのが一 よる救済を求めるか 定法やコモン・ロー上でそれぞれ認められているが、 般的であり、 は、 訴訟権者の選択に基本的に委ねられている。しかしながら、アメリカ法におそれぞれ認められているが、相互で規定する救済方法を排除することなく、 この場合、 過失以上の故意的意識がある取締役は、 もしくは不実表示を信頼したことによって損害を蒙った株主は、 たとえ損害を蒙った投資家との アメリカ法にお そのい 13 7 ずれ 集団 取締 間 沒 訴

株式会社における追加出資と株主保護 株主に損害を生じせしめた場合、 締役 に当事者関係がなくても、 判断が結果的 ない 6いのか。おそらく各州会社法を根拠とした取締役の責任追及の場合、経営判断の原則の適用により、取締役(哲)の(年)の)の下における取締役の責任追及が可能であるにもかかわらず、これら制定法上の救済は利用され いが不実・虚偽表示に関与し、 記に誤っ た判断であったとしても、 個人的な責任を負うというコモン・ 法令・定款の定めを遵守すべき義務・ コモン・ 口 一上の不法行為責任追及により株 必ずしも取締役の責任を追及することにはつながらないことから ロー上のアプローチが一般的である。 (46) 注意義 主の 務または忠実義務に違反して会社 救済が図られるとしても この様に、 州 法 取

Rule10-b(5)を根拠とする判例は散見される。 なしたこと、 示に関しては、 この点 当該表示を信頼した者が当該表示を起因とする損害を被ったことを要件として責任追及がなされ コ モ ン・ コ ーモン 口 口 上 1 0 解決との 上の責任追及が先述の 類似性 これは、 がみられるからであろう。 (50) Rule10-b(5)に影響を与えていると見られる(51) 当該規定が、 表示者が意図的 実際のところ、 に不 取 実もしく は締役の は 不実ない 虚 偽 0 表 虚 7

分な株主保護につながらず、その利用が回避される傾向があると考える。一方、

九三四年証券取引

95 以上、 株式会社で経営危機に際して、 適切な会社の財務状況等の 説明がされず追加出資 0 募集がなされ、

その

をなした取締役等の責任を会社法上で追及しようとするならば、経営判断の原則により、 のみならず口頭の場合にもその適用を広げるという解釈をすることによりカバーしている。更に、追加出資の募 説明を口頭で行ったというところまでは対象としていない。この点、 って生じた損害を賠償する責任を負う旨規定する。当該規定は、(33) 締役がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、 債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要事項についての虚偽の通知、 カの各州法に見られるのと同様に、会社法四二九条二項で、取締役が、株式・新株予約権・社債・新株予約権付社 の財 法行為責任を肯定する判断枠組みと大きな相違はないように考える。 責任を肯定していくという解決が図られている。この点、(32) いくプロセスは、 ための当該会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載・記録等を行ったときは、 合理的な判断であると認定されると、当該責任を追及するのは、 (務状況の説明を内容とし、 出資者に損害が発生した場合、アメリカ法の下では、 は表示を信頼したその受け手、債権者や投資家の保護に焦点をあて、 契約当事者でない取締役の責任の肯定へ結び付けている。(55) 日本、 会社と契約関係に入った者を広く保護するため、 アメリカにおいても相違はないのである。また、 当該説明がなされなかった場合に不法行為責任を認める。 日本における当該場面での「説明義務違反」 コモン・ローを中心に、不実・虚偽表示による不法行為 記録の虚偽記載を対象としているのみで、 この点は、 契約にあたり不実ないし虚偽表示が アメリカ法では、Rule10-b(5)において書 困難となることから、 つまり、ここでの説明義務とは、 アメリカ法においては、「表示」を要素 不法行為の構成の下、 日本における不法行為の理 第三者に対し、連帯してこれによ 違法性が認められ 日本においても、 取締役等が行った説 または、 彼らを救済して を根 適切な会社 存 論 ない限 仏拠に不 取 集 둡 明

、もより契約的な思考が背景としてあると考えられる

株式会社における追加出資と株主保護 己責任 社 決定した判 役の対第三者責 追 ることから、 が 務 0 能 状 財 営悪化の状況下で、 近加出 介約的 務状況 破綻により 心であるが、 況下で、 :式会社 ると考 状 況 [資につき会社の財務 原 な責任を契約 0 えら 説明 にお 崱 断 を把握してい 適切な説明 は れる。 が 当該出 会社法上 取 適 任 r.V 払戻禁止 なされ 締役 一切であ 7 不法行為 取締役 会社の経営危機に また、 経営危 の当事者では 資 の対第三者責任を追及するには、 てい 一から が無駄に終 のなされ っ たにもかかわらず、 の たか否か」 原則を大前提に、 0 たか、 こうした株主 の株主の救済は、 が自らの経営判 責任を追及することが 機に際 適切 ないまま追加出資の募集に応じた株主の救済としては、 |な説明をしたか否か」を争点として不法行為責任の追及が ない わっ 取 して行わ を争点として取締役の 締役による追加出 た場合、 取 締 0 一役に負し 対済は、 楽観的 'n 断が利害関係者に与える影響についてある程度の予見性 追 十分なものにはならない。 た追加 加出資の募集に際して、 不法行為責 わ な見通しに頼り追加出 できると考えられる。 T 出 せるとい 当資募: ゚メリ 経営判 資 0 集 任 対 募集に応じた出資者は、 カ法と同 第三 う 0 0 断 理 妥当性や違法 構成の下で、 0 一者責任 原 論 構 様 則が働き、 の傾 成 説明義 つまり、 これを決定した取締役は、 そこで、 として不法行為責 0 資の 向 追 追加 性を 及の が 募集を判断した場合、 務 当 指 コ該責任 が果たされてい 問 追 可能性もある。 出資をなした株 摘できるが、 出資募集に際して適切な会社 題にする方が、 破綻後に出 加出資に応じた株 この二つのア が認めら 任 可能であ 0 資を決 追 T なかっ 会社 メリ 及 n 主 は 株 な が は 追 定定し カ法 ゔ 利 主 が あ た場 用 保 か 可 口 経 加 ŋ され 後に 更に、 営 資 た のよう 出 護 能

会社

取

チ

が

危

性

会

結

続きを遵守するのみならず、

出資に応じ

た株主 際

が

出資を決定するのに十分な会社の

財

務

状況

等の

説明

義 Ē

務 0

会社 をなす

法

手

しての

追加出資募集

にお

いて、

ない。

ここでは、

あり、

う理論構成が利用されていると考える

当該義務を実効性のあるものとするため、

また出資に応じた株主の保護を念頭に、

不法行為責任の追及とい

(平成一九年七月

のである。研究会においては、宇都宮教授、館教授、松井准教授よりご教示頂いた。ここに感謝申し上げる。 本稿は、 平成十九年五月二十六日に開催された本学法学部研究発表会にて報告した内容を加筆・修正し、執筆したも

- $\widehat{1}$ 前田庸『会社法入門第一一版』(有斐閣二〇〇六)二一頁、二二頁
- 2 請求権が行使される場合には、会社が株主から株式を買い取ることもあるが、これは一定の場面に限定される。 取得条項付株式や全部取得条項付株式が発行されたり、一定の株主総会決議に反対した株主に認められる株式買取
- 〇〇六) 九一頁

弥永真生『リーガルマインド会社法第一〇版』 (有斐閣二〇〇六) 三〇〇頁、江頭憲治郎『株式会社法』 (有斐閣二

読売新聞金沢支局石川銀行問題取材班編集『石川銀行破綻の航跡』(能登印刷出版部二〇〇三) 参照 判例時報一九一四号 (二〇〇六) 一二七頁

 $\widehat{5}$ 4

た会社は、 出した場合、

それにより損害を受けた投資家に対し、

また未提出であった場合に、

刑事責任が課せられる。更に、情報開示書類の重要事項に虚偽記載等をなし

民法七〇九条に基づく不法行為責任が発生する。

また、

当該会社は

3

6 等の情報を開示している会社であると否とを問わず、発行会社は有価証券届出書を内閣総理大臣に提出しなくてはなら ないと規定する。そして、こうした会社の情報開示に実効性を担保するため、重要事項に虚偽記載のある開示書類を提 金融商品取引法では、 、四条一項で総額一億円以上の新株発行で五○名以上の株式会社など継続的に有価証券報告書

前

掲(5)、

本件は、

破綻した在日韓国人のための民族系金融機関であった信用

協同

組合

が、

実質的な債

務超

2過を脱

定している

徴金による制裁を受けることになる。 金融商品 取引法により、 本稿の問題提起に対して、 定の解

用 対象に制 限があることから、不当な追加出 資の勧誘に応じた出資者全般を保護するもの ではな

7

既存

研究は

判例研究を含め数多く存在するが、

最近のものとして、

新会社法の下での新株発行規制を考察した岡

- 社 お 認 手段の一つとして新株発行不存在確認の訴えを解釈論上認めていこうという立場を論じる松井秀征 における新株発行と株主の利益保護」法学志林一○○巻四号(二○○三)六九頁以下などがある いてなされた不当な目的での新株発行に対して実効性のある少数株主の利益保護措置について論じる潘阿憲 の訴えについて一・二完」立教法学五八号 「新株発行の無効・不存在再論」 高知論叢八六号(二〇〇六)一〇五頁以下、 (二〇〇一) 一二九頁以下、 七一号 (二〇〇六) 三五頁以下、 瑕疵ある新株発行の効力を争う 「新株発行不存在確 閉鎖会社に 閉鎖会
- 8 中小企業庁編 『中小企業白書二〇〇六年度版』 四〇頁、 四一頁

9

前

掲 8

五四頁は、

自己資金が潤沢で金融機関からの資金供給セール

スの対象となるような中小企業は

- る 交渉できることになり取引金融機関の数も増えると言った相乗的なメリットをうけることも期待できると指 対応できるのみならず、 仮に間接金融による資金調達を行うにしても金利面 担 保面などについて金融機関と有利に
- するべく出資募集を実施したが、 間を受けていなかったことを主張して、 後にそれ応じた組合員 組合の不法行為責任を追及し訴訟提起されたもので、 が、 出資募集に際して、 組合の財務状況 判決は組合の責任を肯 が健全であること等の
- 11 資募集に応じた都内に勤務する教職員等である組合員 説明を受けなかったとして組合と理事の責任追及をなしたもので、 例時報 一八六八号 (二〇〇四) 七五頁、 本件は、 が、 東京都教育信用組 追加出資に際して破 判決は当該責任を肯定している 合が、 綻のおそれがあること、 実質: 的 な債務超 過を脱 正 すべく行 確な財務状況

- 12 では、 b 多数決によってなされている点について、協同組合が株式会社と共通の原則をとっていると指摘する。なお、三一〇頁 合員が直接の業務執行権を有せず、総会または総代会を通じて経営に間接的に関与するにすぎず、 協同 大塚喜一郎 相互扶助的な共同体である協同組合と営利追求を第一目的とする株式会社には、 !組合の内部組織が株式会社に近いことは、 『増訂版・協同組合法の研究』(有斐閣一九九一)三〇八頁は、 社団的組織構成に関する部分に限定されることを言及している。 協同組合が第三者機関性を採用し、 質的差異が存在していることか そこにおける決議は
- 15 14 13 融商品についての説明の内容、 拙稿• 拙稿 拙稿・前掲 「信用協同組合に追加出資時の説明義務違反が認められた事例」ジュリスト一三三七号(二〇〇七)一一三頁 前掲 $\widehat{13}$ 13 一一五頁 四頁、後藤巻則「金融取引と説明義務」判例タイムズ一一七八号(二〇〇五)四〇頁は、金
- 16 いると指摘する 仕 組み等の複雑性、 前掲 11 八八頁 取引による危険性の大きさ、これらの周知性、 程度、 方法は、顧客の属性ないし投資の適合性と関連し、判例においても、 投資家の理解能力等との相関関係によって決定して 当該商品の
- 17 山田泰弘「投資取引における従業員の不当勧誘に関する取締役の第三者責任」立命館法学二九九号(二〇〇五)五

一三頁、

五一四頁

- 18 ける裁判例には、不法行為責任という理論構成の下、 取引において取締役の第三者責任を追及する裁判例が登場していると指摘する。 山田・ 前掲(17) 五一六頁~五一九頁で裁判例が詳細に紹介されている。 顧客を保護するものが多数を占め、 更に、 五. 一九八五年以降から、 四頁において、 金融商 品にお
- 払 また、 いの見込みのない商品購入等といった取締役の行為は、 江頭 前掲 3 四五五頁によれば、 会社が倒産した時期に取締役が返済見込みのない金銭の借入れ、 不法行為にも当たり得るが、 判例によれば、 不法行為は第三

19

山

田

前掲

 $\widehat{17}$

神田・

前

掲

26

一三三頁

意 者に対する加害について故意・過失を要件とするのに対し、 ・重過失を要件とする点が異なると指摘する。 最高裁昭和四四 この責任は、 年一一 月六日判決・判例時報五七八号(一九七〇)三 取締役の会社に対する任務懈怠についての悪

頁以下参照

 $\widehat{20}$ 潮見佳男 「説明義務 情報提供義務と自己決定」 判例タイムズー一七八号 (三〇〇五) 一〇頁

 $\widehat{21}$ 八卷四号 本 由 |純一「『契約締結上の過失』 (一九九七) 五五頁 責任の現代的意義~変額保険訴訟の契約的責任からのアプロ チ 自 由 足正

22 潮見・前 掲 20 Ті.

24 $\widehat{23}$ 道 粥太郎 垣内弘人 「『説明義務違反による損害賠償』 取 引的不法行為一評価矛盾との批判のある一つの局面 に関する二、三の覚書」自由と正義四七巻一〇号 に限定して」ジュリスト一〇九〇号 (一九九六) (一九九 四二頁

25 26 拙稿 • 神 田秀樹 前掲 『会社法第八版』(弘文堂二〇〇七)一三二頁、 $\widehat{13}$

六

一三七頁以下

28 青竹正一「新株の不公正発行と取締役の損害賠償責任 $\widehat{\underline{\mathbb{F}}}$ 判例タイムズ九九七号 九 九 九 九〇 頁 株式会

一三三頁

公正な新株発行をなした取締役の不法行為責任が認められた事例)、 社 における新株発行が不法行為となされた事例として、 千葉地裁平成八年八月二八日判決 東京地裁平成一二年五月二四 (経営権侵奪を目的とした不 日判決 (会社支配強

29 化 を目 竹 的 |に手続き上の瑕疵がある新株発行をなした代表取締役の損害賠償責任が否定された事例| 前 掲 28 九四 頁 が 7ある

30 龍 田 節 新株の有利発行と取締役の責任」 商事法務一 四 五号 (一九九六) 三六頁

31 近 藤 光男 『最新株式会社法第四 版 (中央経済社二〇〇七) 一一三頁

近藤・前

掲

31

一一三頁

- Ł なお、 議決権割合の維持や経営参加の利益確保が重要な株主の会社支配の地位は回復しないと主張し、 潘 前掲(7) 七四頁は、 閉鎖会社において不公正な新株発行を実施した取締役の損害賠償責任が肯定されて 損害賠償請求より
- も不当な新株発行を事前に阻止し、 新株発行後はこれを無効とするべきであるとする
- 34 33 判夕七二三号 (一九九〇) 二四三頁 判夕三六九号 (一九七八) 三七七頁
- 35 吉原和志「会社の財産の維持と債権者の利益保護―より実効的な規制への展望(三・完)」法学協会雑誌一〇二巻
- 八号(一九八五)一四八〇頁、 安藤範樹「経営破綻の危機状態の下での買い掛け取引につき、代表取締役の注意義務について経営判断の適用をせ 江頭・前掲(3) 四五五頁

36

ず任務違背があったとし、

第

いては、 拙稿・「第三者との取引開始時の判断に取締役の職務懈怠が認められた事例」ジュリスト一二八七号(二○○

項に基づく損害賠償請求を容認した事例」判例タイムズ一○六五号(二○○一)二二三頁、

取締役について、その代表取締役の業務執行の監視義務違反を理由として商法二六六条ノニ

判例、

学説の整理につ

- <u>E</u>. 一三二頁以下参照
- 37 本判決の反対意見として松田二郎裁判官は、 法二六六条ノ三(現行会社法四二九条一項)により、 加えた場合に、一般不法行為の規定によって、その損害を賠償する義務を負うことを妨げるものではない」として、 し損害賠償を求めることができると判示した。これを支持する学説が多数を占める。 (千倉書房一九八二) 二〇〇頁、 前掲(19)・最高裁昭和四四年判決は、「取締役が職務を行うにつき故意または過失により直接第三者に対し損害を 民法の適用排除を主張された 大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻第三版』(有斐閣 商法二六六条ノ三(現行会社法四二九条一項)が民法七○九条の特別規定 取締役の任務懈怠により損害を受けた第三者としては取締役に対 田中誠二『新版会社法八全訂版 一九九二)二六二頁参照

Restatement of the law, Second, Torts, 548A

44

本間・前掲

<u>40</u>

二三六頁は、大陸法のみならず英米法においても同様の傾向

がると指摘する。

46

並木・

前掲

39

九三頁

- 38 龍 田 節 「不実開示と取締役の責任―アメリカ証券法を中心として」法学論叢七四巻四号(一九六四)
- 39 並木俊守 『アメリカにおける取締役の経営責任の法理』(中央経済社一九八三)八八頁、 八九頁

40 き善意でかつ表示が真実であると信じて署名した取締役の責任を追及できないことは、 が不実の記載を含んでいることを知っている場合にのみ、責任を認める旨明白に定めている場合、 た規定について、本間輝雄 不法行為をなした取締役の個人責任を規定するものとして、Del. Code. tit. 8, 102 (b) 『英米会社法の基礎理論』 (有斐閣一九八六) 二五五頁は、「表示者が目論見書その他の報告 コモン・ロー (7) (1991) その証書の表示につ の場合と何等変わ が あ る。

Mass. Ann. ch. 156. 36 sta a

らない。」と指摘する。

なお、

不実の報告書等を作成した取締役に個人責任を課す規定として、Cal. Corp. Code 1507.

41 (Rule10-b(5)) の訳文参照 並木・前掲(39) 八八頁、 八九頁の一 九三四年証券取引法第一〇条 \widehat{b} 証券取引委員会規則一〇条 b <u>E</u>,

43 関係が認められる場合、原告側に詐欺的意図を立証することを求めておらず、 「不実」と認定められることを示唆する Clark Boardman Callaghan, Shareholder litigation, 1991, ch9. 71 tt 投資アドバイザーと投資家間の契約で、信 重要事項を公開していない事実をもっ

45 混合物であり、 本間 前 掲 契約法と不法行為法の双方に根をもった複雑な法理を構成し、 $\widehat{40}$ 二三六頁は、 日本の場合と異なって英米法では、 不実表示に関するコモン・ロ それぞれの分野で請求権が競合する場合 ーとエクィティの

でも特別法が一般法に優先するとの原則はそれほど厳格に行われていないことを理 由にあげている

(47) 亀山孟司 『会社経営と取締役の責任』(成文堂二〇〇三)

七七頁

- 48 ける経営判断の法則の適用限界」神戸法学雑誌三二巻四号(一九八三)七四七頁以下が詳しい。 経営判断の原則の展開」(奥田昌道その他編 亀山・前掲(47)、アメリカにおける取締役の経営判断の原則について述べた文献として、神崎克郎 『現代法学の課題と展望・中』有斐閣一九八二)、近藤光男 一アメリカにお 「米国における
- 49 Blue Chip Stamps v. Manor Drug Stores, 95 A. S. 1917, 1975, Dura Pharmaceuticals, Inc. v. Michael Broudo,

125S. ct, 1627, 2005

規定は利用されていると指摘する。 ている及び店頭取引市場で取引されている株式公開会社が主であるが、 なお、Clark Boardman Callaghan, supra note 43 at ch. 2, 3は、ここでの適用対象について、 閉鎖会社における株主間の紛争においても当該 証券取引所に上場され

- 50 Clark Boardman Callaghan, supra note 43
- 52 51 龍田・ 龍田・前掲 前掲 38 38
- 53 ・前掲(3) 四五八頁
- $\widehat{54}$ Clark Boardman Callaghan, supra note 43, at ch. 2, 31 Myzel v. Fields, 386F2d718, 1967

55 and the financially distressed corporation, 50 UCLA Law. Rev. 1141, 2003, 1189こうした会社経営の危機時における Ingersoll Publications Co., 621A. 2d 784, 1992, Jonathan C. Lipson, Directors'duties to creditors; Power imbalance と同様に、すべての債権者及び株主の受託者として、会社財産を管理し使用する義務を負うと解されている。 を管理し使用する義務が発生し、当該義務によれば、会社が支払い不能の状態にある場合、 会社経営危機に際して、取締役は、会社に対するのと同様に、すべての債権者及び株主の受託者として、会社財産 取締役は、会社に対するの

取締役の義務を大前提に、会社支払資金がないにもかかわらず、小切手を振出した結果、

不渡りが発生した場合、会社

財産状況を知る立場にあった取締役等が小切手を振出したことは、その支払い可能性を表明したことになるとして

Packing Corp. v. Rose, 120N. Y. S. 2d 461, 1953)もあり、会社経営危機の状況下においても取締役の責任を「表示」小切手の所持人に対して、不実表示を理由に取締役等は損害賠償責任を負うべきであると判示した裁判例(Lippman

に結びつけ肯定する傾向がある。